



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一四三)

○厚生労働省令第四百十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第二十五条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月二十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号、以下「法」という。)第二十五条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇二百三十七 (略)</p> <p>二〇三十八 三〇ヘキシルー六a・七・八・九・十・十一ヘキサヒドロ六・六・九トリメチルー六Hージベンゾ「b・d」ピランーオール及びその塩類</p> <p>二〇三十九〇三三三十二 (略)</p>	<p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号、以下「法」という。)第二十五条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇二百三十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二〇三十八〇三三三十一 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

省 令